

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十九号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第六項第二号中「次に掲げる事項」を「当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で知事が規則で定めるもの」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。